

◇負担限度額(1日あたり)

令和3年8月から 第3段階が細分化され、負担限度額のうち食費が一部変わります。

利用者負担段階		食費		居住費等				
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	○本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ○生活保護の受給者	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円	
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	390円	390円 令和3年8月から 600円	820円	490円	490円 (420円)	370円	
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人(令和3年7月まで)	650円	650円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	
	令和3年8月から 第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
	第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額となります。

※注意 ①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等は支給されません。

①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

②について、令和3年8月から
預貯金等の金額が利用者負担段階別になります。
住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、預貯金等が
第1段階 : 単身 1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
第2段階 : 単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
第3段階① : 単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
第3段階② : 単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合